

豊中市 東日本大震災に伴う原子力災害被災者に対する
介護保険利用者負担額軽減支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、豊中市東日本大震災に伴う原子力災害被災者に対する介護保険利用者負担額軽減支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 実施要綱第2条に規定する者(以下「補助対象者」という。)に対し、実施要綱第4条に規定する軽減対象サービスを利用した場合に負担限度額の範囲において利用者負担額相当額を交付する。

(補助金交付申請の手続き)

第3条 補助を受けようとする者は、実施要綱第5条第1項に定めた手続きを行うことにより交付申込みを行ったものとする。

(補助金交付の決定及び通知)

第4条 市長は、実施要綱第5条第2項に規定する原子力災害被災者に対する介護保険利用者負担額軽減支援事業対象者認定票(様式第2号。以下「対象者認定票」という。)を交付することにより交付決定を行ったものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助を受けようとする者は、対象者認定票を介護保険サービス等事業者に提示することによって、補助金の請求を行ったものとする。

- 2 介護保険法(以下「法」という。)第44条及び第56条に規定する居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、法第45条及び第57条に規定する居宅介護(介護予防)住宅改修費について、対象者認定票の提示を受けたサービス提供事業者は、当該補助対象者に係る負担限度額の範囲における介護保険サービス利用者負担額を含めた介護保険サービス費用を市長に請求するものとする。
- 3 前項以外の介護保険サービス等に係る費用について、対象者認定票を提示された介護保険サービス等事業者は、法第50条又は第60条の規定により利用者負担額を免除する場合と同様に、利用者負担額も含めて、厚生労働大臣が定める基準により算定した介護保険サービス等の費用の額の10割を国民健康保険団体連合会等に請求する。

(変更交付申請)

第6条 実施要綱第6条に規定する変更の届出により、申請額に変更があった場合は、市長の指示に基づき、変更の手続きを行う。

(完了報告)

第 7 条 当該補助における完了報告は、国民健康保険団体連合会から提供される該当年度 3 月審査分の介護給付費等明細書をもって完了報告に代えるものとする。

(実績報告)

第 8 条 当該補助における実績報告は、国民健康保険団体連合会から提供される毎月の介護給付費等明細書をもって実績報告に代えるものとする。

(その他)

第 9 条 特別の事情により、この要綱に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受け、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は平成 25 年 3 月 22 日から施行し、平成 24 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。